

危険な空家の除却費用を補助します。

石狩市が市民の安全な生活環境の実現や居住環境の向上を図るために危険な空家と確認した物件を**自発的に除却する所有者等に対して**、その費用の一部を補助いたします。なお、今後、危険な空家を放置し特定空家等に認定されると補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

対象となる空家

空家のうち、「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき「特定空家に相当する状態」と確認されたもの

補助内容

除却費用の1/2と標準除却工事費の4/10（簡易な建築物は1/10）のいずれか低い額（上限50万円）

対象者

- ①危険な空家の所有者
- ②危険な空家の相続人（複数人いる場合は、全員の同意が必要）
- ③その他市長が①又は②に掲げる者と同等と認める者

必要書類

裏面参照

受付期間

令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

※工事の請負契約締結前に申請すること

※予算額に達した場合は申請をお断りする場合があります

完了報告

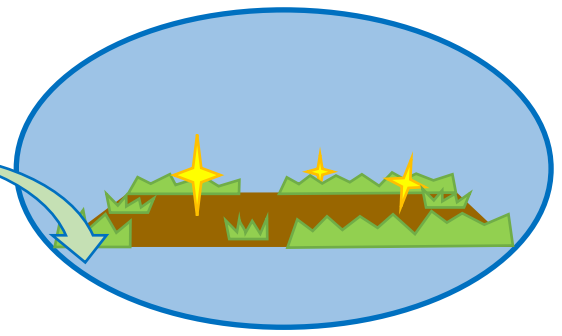
令和7年1月31日まで

<適用イメージ>



【除却前】

除却



【除却後】

※その他の要件、申請方法等の詳細につきましては、建築住宅課でご確認ください

【問合せ先】 石狩市建築住宅課住宅政策担当 Tel：0133-72-3141

補助金の事業スケジュールと必要書類

時期	手続き	内容・必要書類
4月1日から 10月31日まで	事前調査の提出	【危険空家の判定調査】 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物調査申請書（別記第1号様式） ・補助の対象とする空家の現状の配置図、平面図、付近見取図、写真 ・その他市長が必要と認める書類
	結果通知の受領	【判定結果の通知】 <ul style="list-style-type: none"> ・建物調査結果通知書（別記第2号様式） ※補助要件を満たす空家であることが確認された場合、交付申請することが出来ます
	交付申請書の提出	【補助金の交付申請】 <ul style="list-style-type: none"> ・石狩市危険空家除却費補助金交付申請書（別記第3号様式） ・除却工事費の見積書 ・除却工事の工程が確認できる書類 ・全部事項証明書など申請者の要件を満たすことが確認できる書類 ・除却施工者の要件を満たすことが確認できる書類 ・所有者又は相続人が複数居る場合には全員の同意書 ・支払金口座振替依頼書兼査権者マスタ登録票 ・その他市長が必要と認める書類
	事業の実施	申請内容に変更がある場合は変更申請が必要な場合があります。
1月末まで	完了報告書の提出	【完了報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・石狩市危険空家除却費補助金工事完了報告書（別記第7号様式） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票A票の写し ・工事代金の支払いを確認できる書類の写し ・除却工事請負契約書の写し ・その他市長が必要と認める書類
2月末まで	請求書の提出	【請求】 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書（別記第9号様式） ・その他市長が必要と認める書類
	補助金の受領	交付申請時に登録した銀行口座に補助金を支払います。